

仕 様 書

行財政局総務部庁舎管理課

(担当 細川、高瀬 222-3046)

件名	京都市かもがわ庁舎等に係る機械警備業務（庁舎管理課）				
履行期間	令和8年11月20日から令和13年3月31日まで				
契 約 条 件	1 本仕様書は、令和8年11月下旬に介護認定給付事務センターが移転を予定しているかもがわ庁舎及び木戸邸、達磨堂（以下、「かもがわ庁舎等」という。）について、火災、盗難及び不法不良行為の防止を目的とした警備について定めるものである。 2 受託者（以下、「乙」という。）は、かもがわ庁舎等における建物の警備について、契約書に定めるもののほか、本仕様書に従って機械警備業務を履行しなければならない。 3 警備対象施設（別紙1のとおり） <table><tr><th>場所</th><th>住所</th></tr><tr><td>かもがわ庁舎等</td><td>京都市中京区土手町通夷川上る末丸町 284</td></tr></table> ※現場の下見をする必要がある場合、公告日の翌日から起算して2開庁日以内に連絡すること 連絡先：行財政局総務部庁舎管理課（担当：細川、高瀬） 075-222-3046 4 警備業務開始日 令和8年11月20日 ※ただし、履行場所での作業は、本市（以下、「甲」という。）との協議により、別途調整する日程に実施すること。 5 業務内容 （1）警備目的 警備対象施設における侵入、盗難、火災の防止、その他の不法不良行為を予防し、異常事態の発生に対して、関係機関への通報等必要な措置を速やかに行うことにより、財産の管理保全を図る。 （2）警備方法 ① 警備対象施設に別紙2に記載する警備装置等を設置し、これにより感知される異常の有無を、自動的に表示される機械設備により警備受信装置を間断なく監視する。なお、警備操作機器（カードキー）については、別紙2に示す必要数を、警備業務開始前に甲へ支給すること。 ② 電気錠はパニックオープン機能を備えるものとし、火災等の非常時においては自動解除されること。 開錠方式は警備用ICカード等による認証機能を有し、当該カードによる入退室管理が可能であること。 入退室履歴の確認及び利用者カードの情報の登録、変更、削除等の管理機能は、WEBブラウザを用いて実施できること。 ③ 警備機器の機種及びその配置方法は、本市の担当職員と協議のうえ、機器配置図を作成し、承諾を受けること。	場所	住所	かもがわ庁舎等	京都市中京区土手町通夷川上る末丸町 284
場所	住所				
かもがわ庁舎等	京都市中京区土手町通夷川上る末丸町 284				

④ 警備責任期間は、警報装置作動開始の通報を受けたときから解除の通報があるまでの間とする。

ただし、火災及び停電の監視は24時間常時監視することとし、その他特別の事情がある場合は甲乙が事前に調整するものとする。

⑤ 警備責任期間中に警報装置が作動不能になった場合は、直ちに代替警備を講ずるものとする。

⑥ 警報移送に用いる通信回線は、本市所有のNTT一般回線を使用することができる。なお、受託者の負担で設置する専用回線の使用も可能とする。

(3) 警備内容

① 火災、盗難及び不法不良行為の防止に関すること。

② 事故発生時における秩序維持に関すること。

③ 緊急事態発生時の対処（即刻当該施設に急行し、異常事態の確認を行い、被害の発生及び拡大の防止）並びに、甲への連絡、関係機関（警察署、消防署等）への通報に関すること。

※停電発生時における現地確認、ブレーカーの操作含む

④ 警備実施事項の報告に関すること。

⑤ その他、警備に付随する事項。

(4) 警備運営上の権限

甲は、乙が警備遂行のために必要な警備対象場所への立入り、その他警備遂行のために必要な権限については、乙に付与する。

(5) 警備装置の維持管理

乙は、警備装置が常に正常な機能を保持するよう管理し、異常を発見したときには、速やかに甲に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

(6) 警備業法第19条の規定に基づく書面の交付

開札後、落札者は、警備業法第19条第1項の規定による当該契約の概要について記載した書面を、甲にて確認を受けたうえ、契約課へ提出すること。契約課が指定した期限までに必要書類が提出されない場合、契約辞退とみなす。契約締結後、すみやかに警備業法第19条第2項の規定による当該契約内容を明らかにする書面を2部契約課に提出すること。

6 緊急事態発生時における処置

緊急事態が発生した場合は、その概要及び措置方法について、直ちにあらかじめ甲が定めた順位に従って連絡する（別途指示）とともに、3日以内に文書（様式は問わない。）で報告するものとする。

各月の警備業務が完了したときは、5日以内に別紙3に定める「完了届」を甲に提出するものとする。

7 鍵の管理

乙は、警備業務提供に際し、甲が預託する鍵の保管について、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 預託された鍵は、厳重に取扱い、保管しなければならない。

(2) 預託された鍵を紛失したときは、直ちに甲に連絡するとともに、鍵の交換に伴う一切の費用を負担しなければならない。

(3) 乙は、預託された鍵を紛失したことを知ったにもかかわらず、甲への連絡を怠ったときは、理由の如何を問わず、契約解除に一切の抗弁ができない。

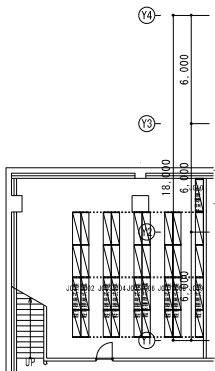
	8 支払方法 支払いは1箇月ごとに、当該期間の業務終了後、既済部分の代価に相当する額を受託者の適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に支払うものとする。 9 損害賠償 乙は、業務を遂行するうえで、本市の職員及び財産並びに第三者に損害を与えた場合は、賠償の責に任ずるものとする。また、その事故の発生原因及び被害等の内容について速やかに甲に報告するものとする。 10 警備装置等の設置及び撤去並びに変更について 警備装置及びその配線等の設置及び履行期間終了後の撤去は、乙の責任及び負担において実施すること。 また、警備装置等を入れ替える場合、その作業終了までは、乙の責任において機械警備に代わる人的警備を実施すること。 11 業務の引き継ぎ 契約終了又は解除に伴い、次期の業務受託者が決定されたときは、乙の責任により次期の受託業者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう甲が必要と認める期間において、必要な資料等を全て提供するなど、受託業務の引継を遺漏なく実施すること。 12 守秘義務 乙は、警備遂行上知り得た事項を一切第三者に漏らしてはならない。これは、契約期間終了後においても同様とする。 13 予算が減額された場合等の途中解約 この契約は、「長期継続契約」とする。 (1) 甲は、翌年度以降において委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。 (2) 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙は、甲が翌年度以降に支払いを予定していた委託料を請求することはできない。 (3) 乙は、前項に定めるもののほか、(1)の規定により甲がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、甲に請求することはできない。 14 その他 (1) 乙は、本仕様書に明示されていない事項であっても、受託業務に当たって当然に必要な事項は、乙の負担により実施しなければならない。 (2) 契約決定後、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない詳細事項の取扱いについては、双方協議のうえ決定する。 (3) 甲は、必要があるときは業務内容を変更することがある。ただし、軽微な変更の場合は、契約金額の増減を行わない。 (4) 乙は、業務の全部又は一部を第三者へ委託してはならない。
--	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

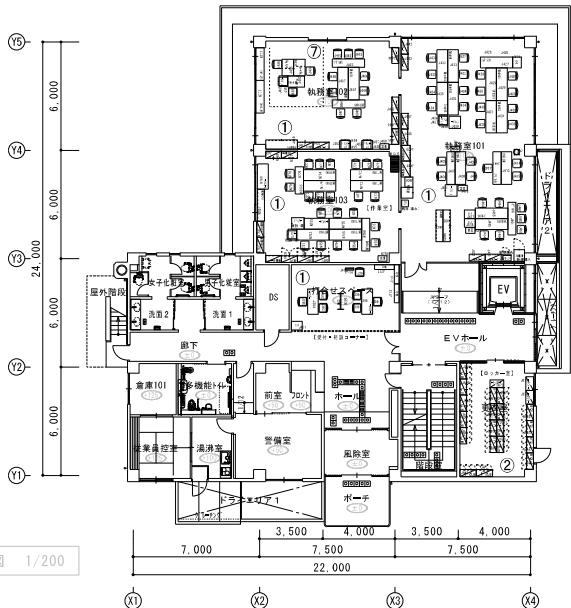
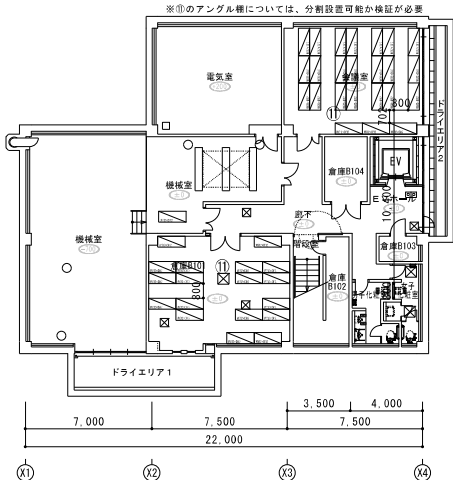
かもがわ庁舎

【別紙 1】

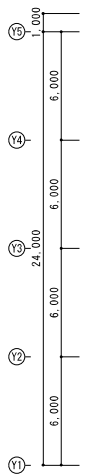
記 事			設計変更 No. 款の内	京都市かもがわ庁舎（仮称）整備工事 ただし、内外装その他改修工事	設計図 No. 18	133	款の内
			令和 年 月	地下1階・1階平面図	縮尺 1/200	令和 7年 3月	
				公共建築整備課			



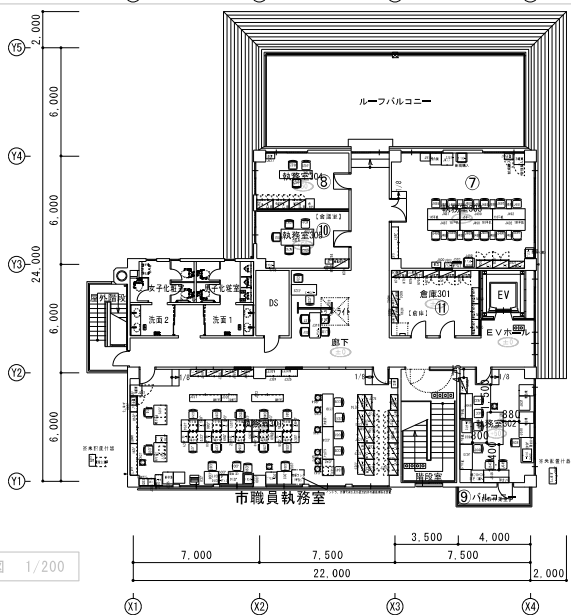
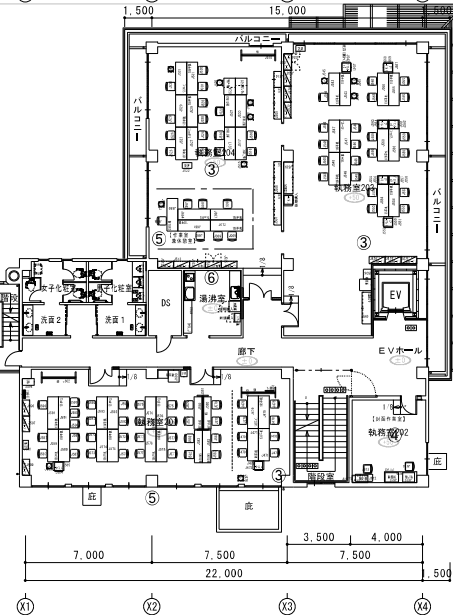
改修 地下1階平面図 1/200



改修 1階平面図 1/200



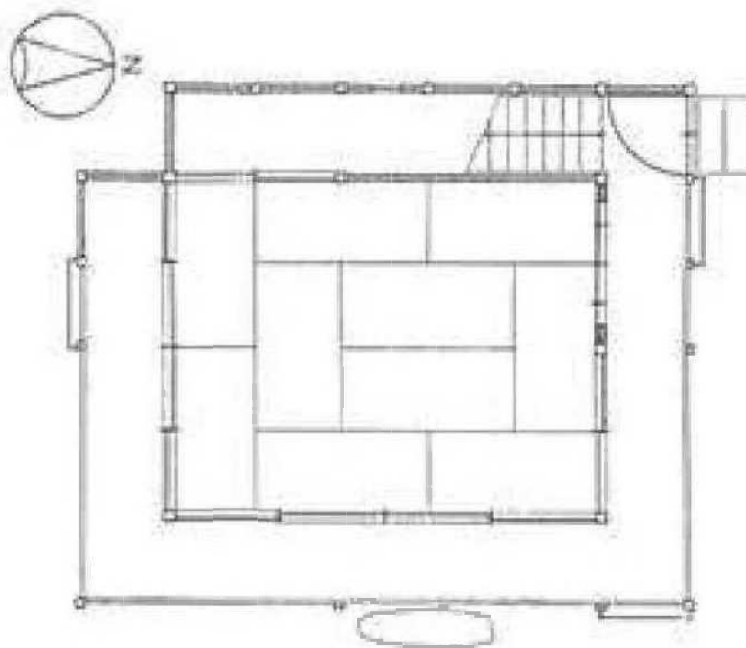
改修 2階平面図 1/200



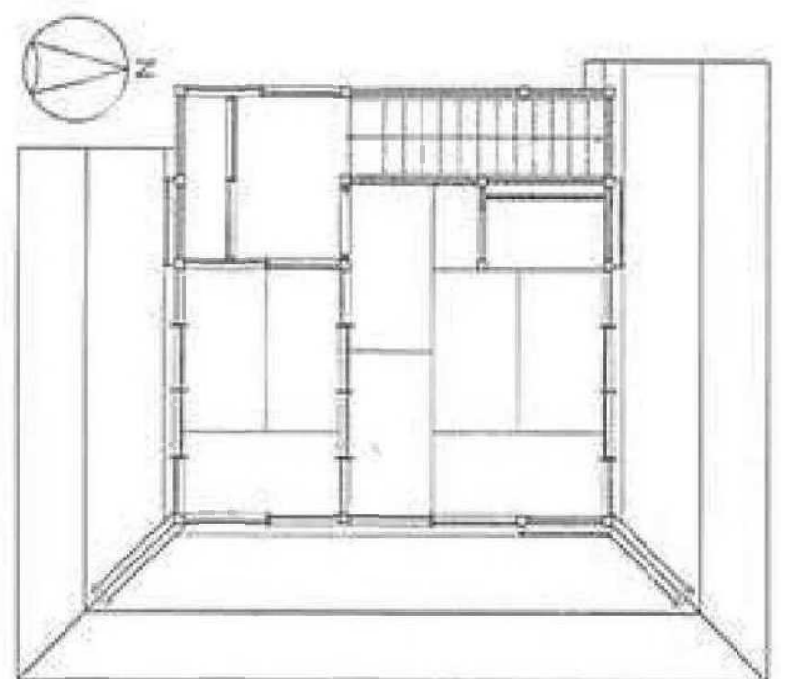
改修 3階平面図 1/200

木戸邸

【別紙 1】



1階平面図



2階平面図

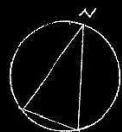


木戸孝允旧邸平面図

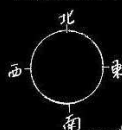
工事設計図

ただし、法磨堂内部改修、その他工事 縮尺 1/50

課長 係長 係員 級 No. 年 / 月

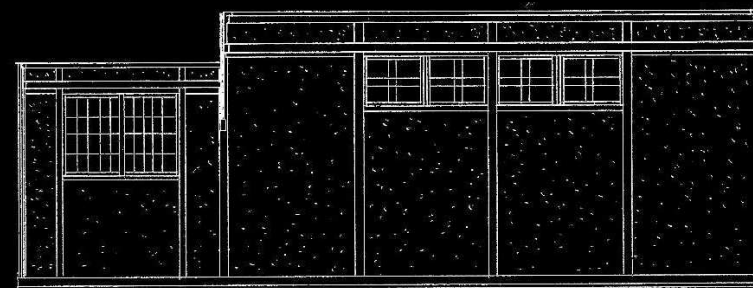
No. /  枚の内

展開方向.



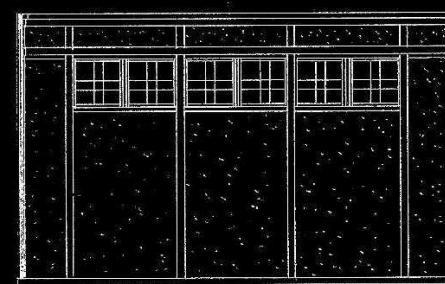
庚子年九月 (別金工事)
天中 秋院

卷之六



前 卷 曲 東 南 1/50

展示室西東面 1/50



展系室	地面 1/50
-----	---------



展示室 南面 1/50

内部改修工事

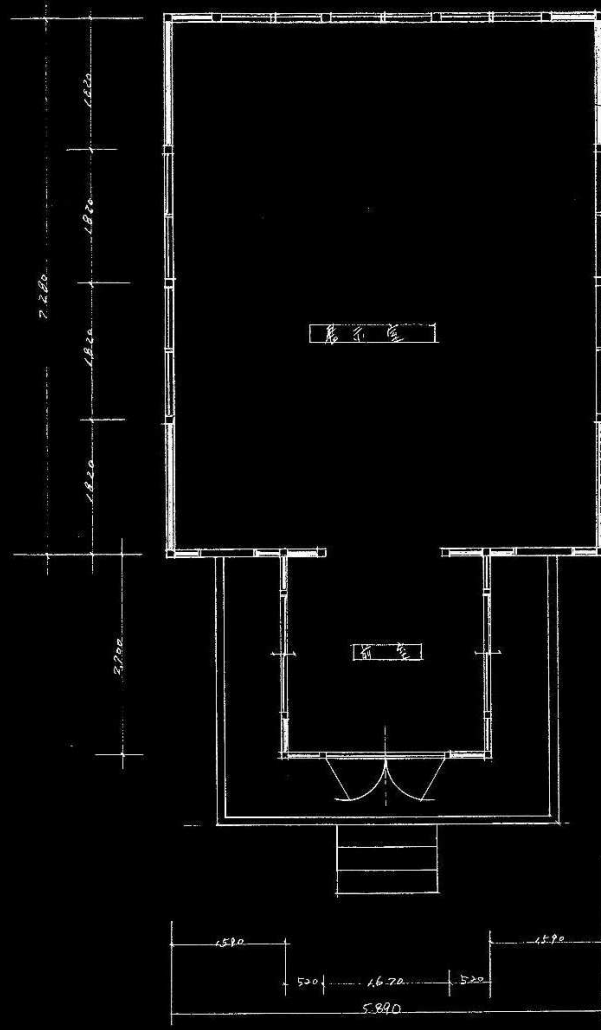
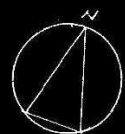
1. 本部(土台、柱、梁、床等)内部に面取部分をあけ流しを行う。
2. 建具 あけ流しの上、建具も調整を行う。
3. 天井(珞斗) 本部 あけ流し及び、明けのガラス清掃を行う。

遠磨堂平面圖 1/50



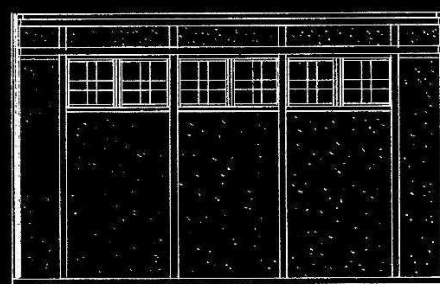
【別紙 1】

京都市 かわさき整衛 建設局 河内地区工事設計図
平面図 展開図 縮尺 1:50 4年4月
保全課 課長 係長 係員 No. 201

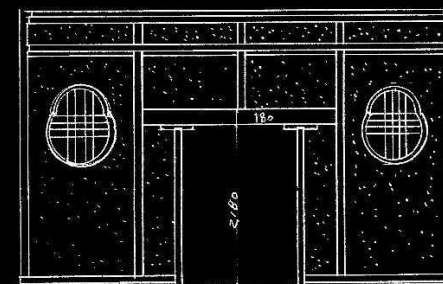


前 西 東 面 1/50

展示室西東面 1/50



展示室 地面 1/50



展示室 南面 1/50

内部改修工事(今回施工部)

- ・ 展示室 前室 床下地盤レベル調整の上 長尺シート貼付とする。(落着工法 不安定対策)
- ・ 内陸段差をリフト・シヤ・撤去の上 木部廻りのみんじをシヤの上 荒削り中壁・上壁(100mm厚)に貼付する。
- ・ 前室入口扉 連合式調整を行う。(1番・2番 フラッシュ取付仕様)
- ・ 前室廊板尺の一部調整鑑別の上 割込等の処分撤去し 新規尺補正し畳を貼付する。

達磨堂平面図 1/50



達磨堂

【別紙 1】

前堂屋根改修工事(今回施工部)

① 前堂既設屋根瓦の一部調査選別の上、割れ等の瓦は撤去し新規瓦補足し葺き上げる。

京都市 かみがけ整備

工事設計図

ただし、達磨堂改修その他工事

縮尺 1:50

保全課

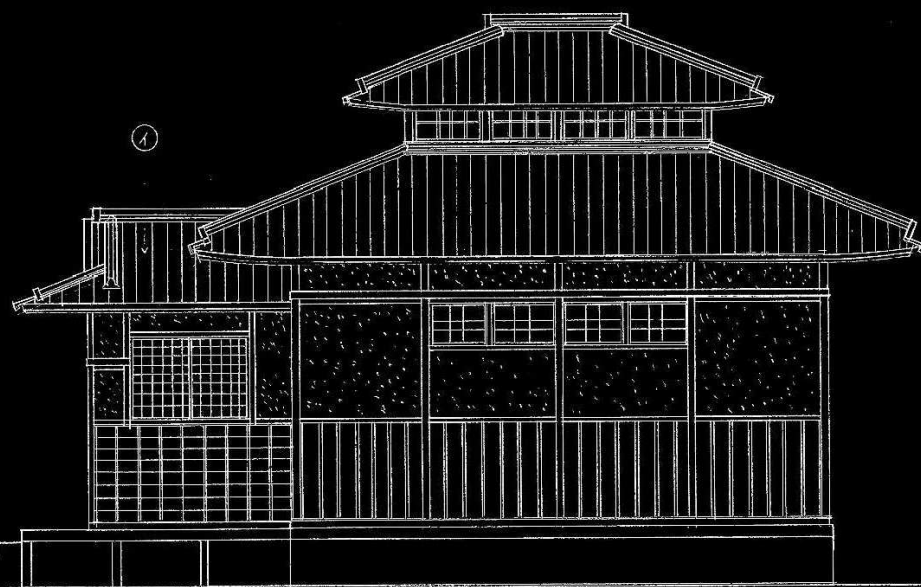


級 No.

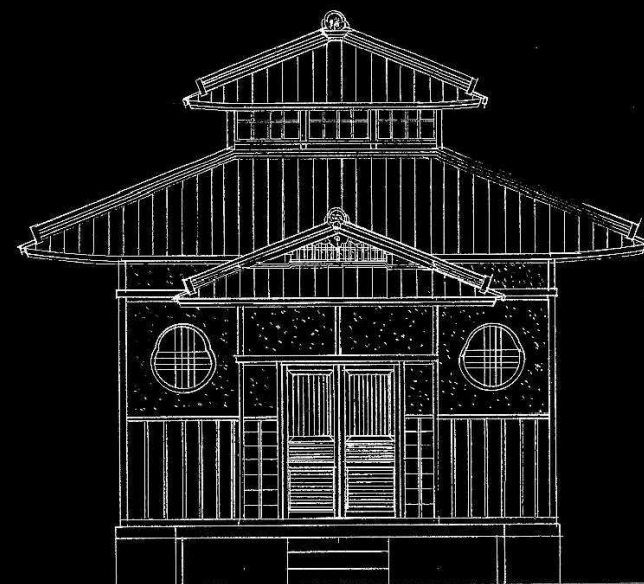
4 年 4 月

No. 2

② 改修図



東立面図 1:50



南立面図 1:50



098

警備装置機器等一覧

①	屋内スピーカー	1
②	画像センサー	1
③	空間センサー	2 4
④	開閉センサー	1 3
⑤	電気錠 ※警備開始及び解除とともに鍵の同時開閉が出来るもの	1
⑥	電気錠ユニット	1
⑦	5 接点入力ユニット	3
⑧	MIMO アンテナ	1
⑨	T M用 L 字アンテナ (2 本セット)	1
⑩	L T E ルーター	1
⑪	L T E ルーター収納ボックス	1
⑫	1 接点入力ユニット	3
⑬	非接触カードリーダー	1
⑭	電源装置	1
⑮	制御装置	1
⑯	カードキー (警備用 I C カード) ※電気錠用カードを兼ねるものとする。	1 7

※警備装置機器等の種類、個数及び設置場所は、契約後、必要に応じ甲と協議すること。

完 了 届

(あて先) 京 都 市 長

住所

氏名

下記のとおり完了したので届け出ます。

記

件 名 機械警備業務 (令和 年 月分)

履 行 場 所 かもがわ庁舎、木戸邸、達磨堂

完了年月日 令和 年 月 日